

利用者登録にあたっての注意事項

平成 24 年度より、福知山市は京都府の電子入札システムを使用します。これまでに福知山市の電子入札に参加されていた方も、新たに利用者登録をしてください。（すでに京都府の電子入札システムを利用されている場合でも、京都府電子入札システム上で「福知山市」への登録を行っていただく必要があります。）

■利用者登録の方法について

京都府電子入札システムを開き（「福知山市ホームページ」→「しごとの情報」→「入札・契約」→「電子入札システム」を選択）、画面の調達機関の中から「福知山市」を選択し、利用者登録を行ってください。（詳細については、[京都府電子入札システム操作マニュアル](#)を参照してください。）

利用者登録時には、「登録番号」と「商号又は名称」の入力が必要です。

■「登録番号」について

1. 建設工事・コンサルタント業務とも、8桁の半角数字です。

2. 建設工事の場合

～建設業許可番号により登録番号を設定

大臣許可の場合は「00」、知事許可の場合は「26」（京都府知事許可の場合）から始まり、後の6桁を許可番号とし、8桁の数字とします。

例1：国土交通大臣許可業者で許可番号が123の場合

登録番号「00000123」

例2：京都府知事許可業者で許可番号が987の場合

登録番号「26000987」

※京都府以外の都道府県知事許可業者の場合は、「26」の代わりに、各都道府県の番号を入れてください。（大阪府→「27」、兵庫県→「28」など）

3. コンサルタント業務の場合

～本市が定めるコンサル業者番号により登録番号を設定

※コンサル業者番号は、「福知山市ホームページ」→「しごとの情報」→「入札・契約」→「各種様式・情報」→「登録業者名簿」に掲載している「測量・建設コンサルタント等登録業者名簿」で確認してください。

「60」から始まり、後の6桁をコンサル業者番号とし、8桁の数字とします。

例：コンサル業者番号が54321の場合

登録番号「60054321」

4. 「建設工事」、「コンサルタント業務」どちらも入札参加資格がある場合

ICカードを2枚用意し、建設工事とコンサルタント業務について、上記2及び3により、それぞれ設定をしてください。

■ 「商号又は名称」について

※**商号又は名称の入力方法が京都府と福知山市で異なります。**

1. 入力の際は、全ての文字を全角で入力してください。

2. 入力例

株式会社 ○△建設 福知山支店

記号の(株)や、全角3文字の(株)は、使用しないでください。

スペースは空けないでください。

※ご注意

支店等へ年間委任がされている場合は、入力例のとおり「支店名」まで入力してください。

「株式会社○△建設福知山支店」

■ ICカードの名義人について

1. 福知山市の建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格がある場合で、支店・営業所へ年間委任をしていない場合は、本社・本店の代表者のカードのみ利用可能です。

2. 年間委任状により委任を受けた支店・営業所の受任者がある場合は、受任者の

カードのみ利用可能です。